

十日町市国土強靱化地域計画



令和2年12月
十日町市

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 地域防災計画との違い	
4 地域特性	
5 想定する自然災害	
6 策定のプロセス	
7 地域を強靱化する上での目標	
第2章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	4
第3章 脆弱性の評価とリスクシナリオへの対応方針	6
第4章 計画の推進と見直し	33
1 計画の推進	
2 PDCA サイクルによる計画の推進	
3 計画の推進期間と見直し	

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

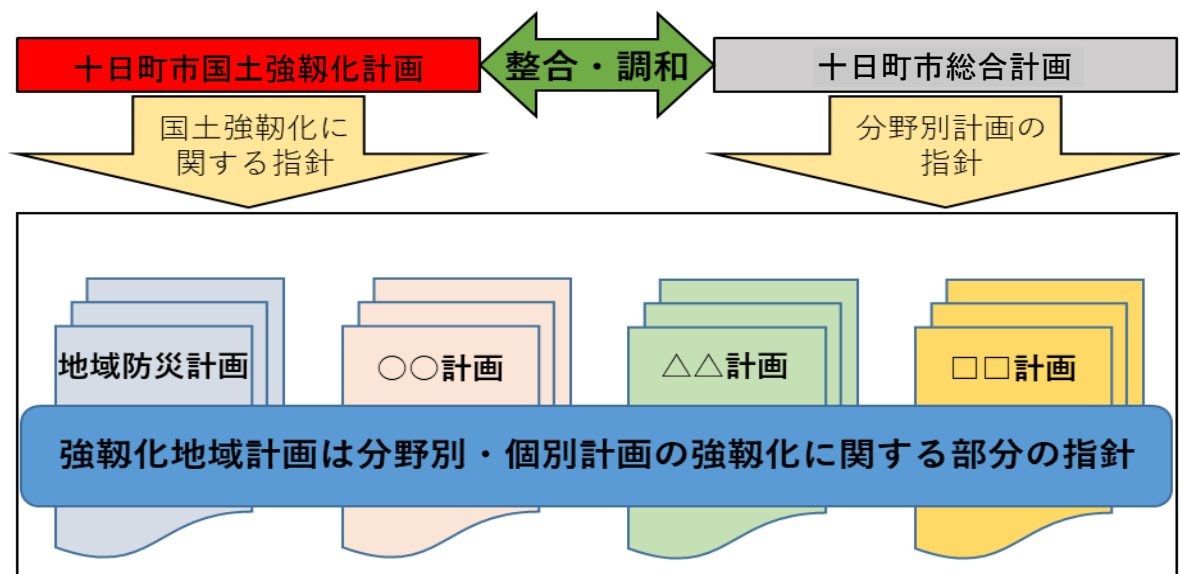
国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定し、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を策定した。

新潟県は、平成28年3月に「新潟県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、県全域にわたる強靱な地域づくりの取組を進めている。

本市においても、基本法の趣旨を踏まえ、国基本計画と県地域計画との整合・調和を図りながら、災害に強くしなやかな地域作りを進めるため、「十日町市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の国土強靱化に関し、本市の最上位計画である「十日町市総合計画」と整合・調和を図りながら、「十日町市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の指針とするものである。



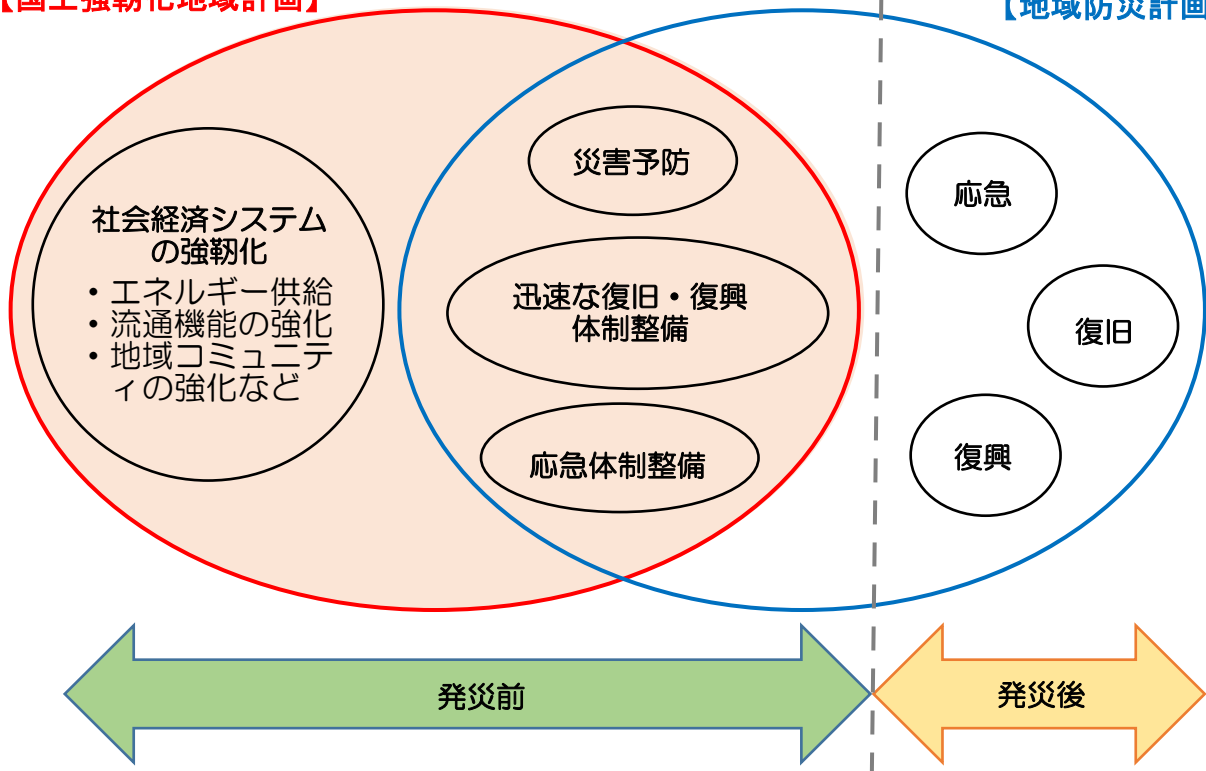
3 地域防災計画との違い

国土強靱化地域計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴がある。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の対象	自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象の局面	発災前（平常時）	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性（災害に対する弱点や課題等）評価とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に合わせた施策	—

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



4 地域特性

(1) 位置・地勢

本市は、新潟県南部に位置し、東は魚沼市、南魚沼市及び湯沢町、西は柏崎市及び上越市、南は津南町及び長野県栄村、北は長岡市及び小千谷市とそれぞれ接している。

市の東側には魚沼丘陵が連なり、最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高 2,000m級の山岳地帯となっている。市の中央部を日本一の大河信濃川が北北東に貫流し、これに沿って、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されている。市の西側には、東頸城丘陵の山々が連なり、その山間を北北東に渋海川が流れ、褶曲谷に点在する集落と棚田の美しい農山村の景観を呈している。

市域の大部分に新生代魚沼層（新生代後半以降の礫岩・砂岩・シルト岩やその互層からなる層群）が分布しており、地震や大雨、融雪による土中への水の浸入等により、地すべりや土砂崩れの発生しやすい箇所が、市内に数多く散在している。

(2) 気候

日本海側気候の特性を有しており、年間平均気温は 12.1℃であり、平均降水量は約 2,700 mmで、年間降水量の 3～4割は 12月～2月の 3か月間に集中する。

(気温・降水量：独立行政法人森林総合研究所十日町試験地 平成 21年～令和元年)

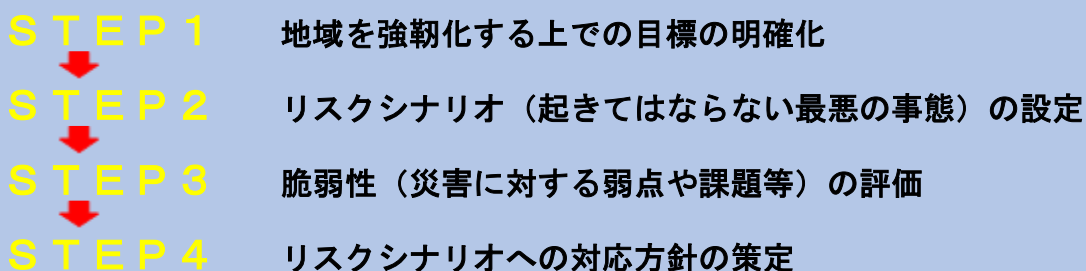
また、年間最大積雪深の平均が 200 cmを超える豪雪地帯であることが大きな特徴である。

5 想定する自然災害

本市は、これまでに地震、水害、土砂災害、豪雪などの自然災害の被害を受けてきた。国基本計画及び県地域計画において大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本市においても大規模自然災害全般を想定する。

6 策定のプロセス

国の計画策定ガイドラインに基づき、次のプロセスにより計画を策定する。



7 地域を強靱化する上での目標

STEP 1

本市の強靱化を推進していくため、国・県の計画に基づき、以下の4つの「基本目標」と、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られていること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報機能は確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） の設定

STEP 2

国基本計画に設定されている45の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に基づき、本市の特性を踏まえ、26の「リスクシナリオ」を設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害による死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとと	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる供給停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

	もに、早期に復旧させる		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による防災機能の低下
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第3章

脆弱性の評価 **STEP3** と

リスクシナリオへの対応方針 **STEP4**

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに本市が実施している施策の脆弱性（弱点や課題等）について評価を行い、リスクシナリオを回避するために今後推進すべき対応方針を策定した。

※【事業指標等】の<総合>=第二次十日町市総合計画後期基本計画のまちづくりの目標値

事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	1-1	建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設の再編を具体的に計画し、当該施設の適正配置を推進するとともに、防災拠点としての活用が想定される施設については、防災機能の強化を図る必要がある。</p> <p>・学校や体育施設、観光施設、公民館など市有施設及び高齢者施設や福祉施設、幼稚園、医療機関など要配慮者利用施設等の耐震化や適切な維持管理を推進する必要がある。</p> <p>【財政課、防災安全課、子育て支援課、福祉課、医療介護課、観光交流課、教育総務課、環境衛生課、生涯学習課、スポーツ振興課】</p>		<p>【市有施設や要配慮者施設等の耐震化・長寿命化】</p> <p>・公共施設等を統合や廃止などによりコンパクト化の推進を図るとともに、防災拠点としての活用が想定される本庁舎及び支所庁舎に防災広場、蓄電、貯水、備蓄庫などの防災機能を整備し、災害初期の対応に備える仕組みを整える。</p> <p>・学校や体育施設、観光施設、公民館など市有施設及び高齢者施設や福祉施設、幼稚園、医療機関など要配慮者利用施設等の耐震化や天井等の非構造部材の耐震化、並びに大規模改修などの適切な維持管理を推進する。</p> <p>【事業指標等】</p> <p>・<総合>公共施設等総合管理計画の改訂 (R3)</p> <p>・本庁舎個別施設計画の策定 (R3)</p> <p>・支所庁舎個別施設計画の策定 (R7)</p> <p>・<総合>学校トイレの改修率 64.3% (R1) ⇒ 88.3% (R7)</p> <p>・学校特別教室のエアコン設置率 10.3% (R1) ⇒ 100% (R7)</p> <p>※設置は2台まで</p> <p>・学校校舎の長寿命化改修率（大規模改造「老朽」含む） 0% (R1) ⇒ 2.0% (R7)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校屋内体育館の長寿命化改修率（大規模改造「老朽」含む）R9 着手予定
<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が利用する市有施設は、各施設に防災機能を完備し、災害初期の対応に備える仕組みを整える必要がある。 <p>【財政課、防災安全課】</p>	<p>【市有施設の防災機能の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合管理計画の改訂に合わせ、特定の市有施設にテント、毛布、発電機などの防災用品を完備し、災害初期の対応に備える。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<総合> 公共施設等総合管理計画の改訂（R3） ・本庁舎個別施設計画の策定（R3） ・支所庁舎個別施設計画の策定（R7）
<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所のほか、地区避難所等を確保する必要がある。 ・防災情報の迅速で的確な伝達を行う必要がある。 ・自主防災組織ごとに地区防災計画策定を推進する必要がある。 <p>【防災安全課】</p>	<p>【避難先の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等に分散避難の必要性を周知し、指定避難所のほか、地区避難所等の確保を推進する。 ・気象台等から情報収集を迅速・的確に行い、防災行政無線、十日町あんしんメールなど複数の伝達手段を活用し、情報空白がないよう、速やかな情報伝達に努める。 ・自主防災組織等に共助の防災活動が自主的に実施できるよう、地区の実情に即した地区防災計画の策定を促進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<総合> 自主防災組織等が主体となり実施している防災訓練実施率 15.4%(R1) ⇒ 40.0%(R7) ・<総合> 地域防災訓練への市民参加率 5.98%(R1) ⇒ 12.0%(R7)
<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で建設された住宅や建築物等の耐震化を促進する必要がある。 ・住宅や商店等が密集する中心市街地において、大規模火災による延焼等を防ぐ必要がある。 <p>【都市計画課】</p>	<p>【住宅の耐震化、住宅密集地の延焼防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の倒壊による人的被害を防ぐため、住宅の耐震化推進に向けた普及啓発と、耐震診断や耐震改修に対する支援を行う。 ・住宅等が密集する中心市街地とその周辺区域では、準防火地域の指定ならびに建築基準法第22条区域の指定により、延焼等の防止を図る。

	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <総合> 住宅の耐震化率 65% (R1) ⇒ 68% (R7)
<p>・ 学校の登下校中など様々な場面での対応が想定されることから、学校だけでなく地域の協力を得ながら、学校防災計画等に基づいた実践的な防災教育を実施し、児童生徒自身が自分の身を守る力を身につける必要がある。</p>	<p>【防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内学校の児童生徒に対する防災教育を推進する。
<p>【学校教育課】</p>	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内学校での防災訓練の実施 年2回以上 ⇒ 継続
<p>・ 大規模な火災等が発生した際は、地域内の消防力だけでは対応が困難となり、多くの死傷者が発生する恐れがあるため、消防活動体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>【消防活動体制の確保、装備の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の加入促進を図るとともに訓練の高度化を行い、消防団が地域の救急救助等災害への初動対応ができるよう体制強化を図る。 ・ 同時多発災害に備え、建設業協会等他団体が行う救助活動に必要な車両や操作員等の派遣体制を構築する。 ・ 緊急消防援助隊の受援体制の確保や他消防本部との相互応援協定を随時見直し、体制の強化を図る。 ・ 火災予防指導等を通じ、住宅用防火防災機器等の普及を図る。 ・ 消防車両、救急車両の計画的更新整備を図る。
<p>【消防本部】</p>	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員数の直近水準の維持 1,747人、うち女性26人 (R2) ・ <総合> 消防団員の応急手当指導員数 82人 (R1) ⇒ 100人 (R7) ・ <総合> 住宅用火災警報器の普及率 90.8% (R1) ⇒ 100% (R7)

事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
<p style="text-align: center;">リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	1-2	<p style="text-align: center;">突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生</p>
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・指定避難所のほか地区避難所等を確保する必要がある。</p> <p>・防災情報の迅速で的確な伝達を行う必要がある。</p> <p>・高齢者や障がい者等の要配慮者に対する救助体制の構築を図る必要がある。</p> <p>・住民の水害への防災意識の向上を図る必要がある。</p> <p>・自主防災組織ごとに地区防災計画策定を推進する必要がある。</p> <p>【防災安全課】</p>		<p>【避難所の機能強化、防災情報の迅速な伝達、自主防災組織との連携強化、ハザードマップの周知・活用】</p> <p>・自主防災組織等に分散避難の必要性を周知し、地区避難所等の確保を推進する。</p> <p>・気象台等から情報収集を迅速・的確に行い、防災行政無線、十日町あんしんメールなど複数の伝達手段を活用し、情報空白がないよう、速やかな情報伝達に努める。</p> <p>・高齢者や障がい者等の要配慮者が円滑・確実に避難できるよう、自主防災組織等と連携を深め、更なる救助体制の強化を図る。</p> <p>・洪水ハザードマップの活用方法や気象台等からの情報収集、伝達手段、避難行動等を市民周知し、水害に対する市民の危機管理意識の向上を図る。</p> <p>・自主防災組織等に共助の防災活動が自主的に実施できるよう、地区の実情に即した地区防災計画の策定を促進する。</p> <p>【事業指標等】</p> <p>・ <総合> 十日町あんしんメール登録者数 8,973件(R1) ⇒ 11,100件(R7)</p>
<p>・大雨による河川の氾濫や市街地の浸水被害の軽減を図る必要がある。</p> <p>【建設課】</p>		<p>【河川改修等の促進、河川管理者との連携強化】</p> <p>・大雨による河川の氾濫や堤防の決壊を未然に防ぐため、信濃川をはじめとする主要河川の整備促進を図る。</p> <p>・河川の増水状況を早期に把握するため、主要河川への水位観測施設設置を促進するとともに、信濃川河川事務所など河川管理者間の連携を強化し情報共有に努める。</p> <p>・道路排水施設の適切な維持管理や改修</p>

	を行う。
<p>・大雨による住宅や建築物等の浸水被害を防ぐ必要がある。</p> <p>【都市計画課】</p>	<p>【開発行為や居住の適正管理】</p> <p>・国や県の動向を踏まえて、浸水想定エリア内における開発行為や居住に関しては、適正な指導や管理を行う。</p>
<p>・大雨による河川の氾濫や道路冠水等、生命に直結する大災害は同時多発的に発生する可能性が高く、常備消防力のみでの対応が困難となるため、消防団の充実を図る必要がある。</p> <p>【消防本部】</p>	<p>【水防訓練実施、消防団との連携強化、装備の充実】</p> <p>・水防訓練を継続して実施することにより、水による被害の軽減に努める。また、地域内で消防団員が救急講習を行うことなどを通して、日頃から地域と消防団員との連携強化を図ることで、非常時の避難誘導體制を強化する。</p> <p>・消防団の機能強化を図るため、消防団員の安全確保を中心とした装備品を計画的に更新する。</p>

事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	1-3	大規模な土砂災害による死傷者の発生
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・土砂災害警戒区域内の高齢者施設や福祉施設、幼稚園、医療機関など要配慮者施設等に対し、ハザードマップを活用した危険回避や早期避難の重要性の啓発を強化するとともに、土砂災害を想定した避難計画策定と避難訓練実施を推進する必要がある。</p> <p>【防災安全課、子育て支援課、福祉課、医療介護課】</p>		<p>【要配慮者施設におけるハザードマップの周知・活用、避難体制の構築】</p> <p>・土砂災害ハザードマップの周知により、施設所在地の危険性や早期避難の重要性に関する啓発を推進し、迅速・的確な避難行動に結びつける。</p> <p>・各施設における避難計画に基づく避難確保体制の構築と、避難訓練の実施を推進する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所のほか地区避難所等を確保する必要がある。 ・防災情報の迅速で的確な伝達を行う必要がある。 ・要配慮者に対する救助体制の構築を図る必要がある。 ・住民の土砂災害への防災意識の向上を図る必要がある。 ・自主防災組織ごとに地区防災計画策定を推進する必要がある。 <p>【防災安全課】</p>	<p>【避難所の機能強化、防災情報の迅速な伝達、自主防災組織との連携強化、ハザードマップの周知・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等に分散避難の必要性を周知し、地区避難所等の確保を推進する。 ・気象台等から情報収集を迅速・的確に行い、防災行政無線、十日町あんしんメールなど複数の伝達手段を活用し、情報空白がないよう、速やかな情報伝達に努める。 ・要配慮者が円滑・確実に避難できるよう、自主防災組織等と連携を深め、更なる救助体制の強化を図る。 ・土砂災害ハザードマップの活用方法や気象台等から情報収集、伝達手段、避難行動等を市民周知し、土砂災害に対する市民の危機管理意識の向上を図る。 ・自主防災組織等に共助の防災活動が自主的に実施できるよう、地区の実情に即した地区防災計画の策定を促進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <総合> 十日町あんしんメール登録者数 8,973件(R1) ⇒ 11,100件(R7)
<ul style="list-style-type: none"> ・森林が持つ水源涵養機能をより高め、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐や植林等の森林整備を促進する必要がある。 <p>【農林課】</p>	<p>【森林の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の公益的機能を発揮し続け土砂災害の抑制を図るため、森林の保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、地場産材の利用促進など森林の適正管理と計画的整備を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十日町市森林整備計画に基づく森林整備
<ul style="list-style-type: none"> ・地震やゲリラ豪雨などによる大規模な土砂災害を未然に防止するため、脆弱箇所での治山・治水対策を強化する必要がある。 <p>【建設課】</p>	<p>【土砂災害防止事業の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県が実施する治山・治水事業の整備促進を図る。 ・危険区域における地すべり防止対策や急傾斜地崩壊防止対策を計画的に実施する。

<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震や豪雨を起因とする土砂災害から住宅や建築物等の埋没や流失を防ぐ必要がある。 <p>【都市計画課】</p>	<p>【開発行為や居住の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の動向を踏まえて、土砂災害等の危険性がある区域における開発行為や居住に関しては、適正な指導や管理を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の登下校中など様々な場面での対応が想定されることから、学校だけでなく地域の協力を得ながら、学校防災計画等に基づいた実践的な防災教育を実施し、児童生徒自身が自分の身を守る力を身につける必要がある。 <p>【学校教育課】</p>	<p>【防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内学校の児童生徒に対する防災教育を推進する。 <hr/> <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での防災訓練の実施 市内学校で年2回以上 ⇒ 継続
<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地を中心に土砂災害危険区域が多く、地滑りによる災害発生の危険が高いため、土砂災害対策を講じる必要がある。 <p>【消防本部】</p>	<p>【救助活動体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所を把握し、住民避難を早期に行えるよう情報収集に努め、併せて救助活動体制を整備する。

事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	1-4	暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業や雪下ろし作業での事故防止の啓発を強化するとともに、安全対策を促進する必要がある。 ・大雪により住宅屋根の雪処理が困難になると倒壊の危険性が高まるため、住宅屋根の克雪化及び老朽危険空き家の除却等を推進する必要がある。 <p>【防災安全課、都市計画課】</p>	<p>【除雪事故の未然防止対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根・はしごからの転落や除雪機の誤操作への注意、一人での作業はしない、高齢者は作業を控えるなど、事故の未然防止対策の住民周知の強化を図る。 ・屋根雪処理における人的被害を防ぐため、安全設備の設置に対する支援を行う。 ・大雪時においても安心して生活できるよう、克雪住宅の普及促進に向けた啓発と支援を行う。 ・倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の所有者に、安全管理対策の必要性を注意喚起し、意識啓発の強化を図る。 	

	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <総合> 住宅の克雪化率 62.6%(R1) ⇒ 68%(R7)
<p>・ 冬期間における市民の安全・安心を確保するため、安定した除雪体制を維持する必要がある。</p> <p>・ 人口減少や高齢化により自力での雪処理が困難な集落に対する道路除雪以外の雪処理支援の充実を図る必要がある。</p> <p>・ 雪崩による生命の危険や生活への支障が懸念される山間集落においては、雪崩危険箇所の早期解消に努める必要がある。</p> <p>・ 大雪時の集落孤立や交通の遮断を未然に防ぐため、豪雪に強い道路ネットワークの形成を効果的に進める必要がある。</p> <p>・ 大雪時における主要幹線道路交通網の麻痺を防ぐため、新潟県と連携を強化し、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。</p> <p>【建設課】</p>	<p>【除雪体制・道路交通網の確保、道路管理者との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪機械や融消雪施設の整備更新を計画的に推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。 ・ 人口減少や高齢化が顕著な集落においては、地域住民の共助による公道以外の生活道路や集落内の除雪を支援する。 ・ 雪崩危険箇所のパトロールを強化し早期把握と事故防止に努めるとともに、雪崩予防施設の設置等について検討し危険箇所の早期解消を図る。 ・ 大雪時の集落孤立や通行規制区間の解消に向け、国県道の未改良区間の整備促進や効果的な市道改良を推進する。 ・ 大雪時の道路交通網の麻痺を回避するため、道路管理者間の連携を図り、主要幹線道路や緊急輸送道路等における優先除排雪など、除雪体制の連携強化に努める。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪機械の計画的な更新・増台 ・ 除雪管理システムの導入 ・ 集落や要援護世帯への雪処理支援事業の拡充・効率化 ・ <総合> 消雪パイプ整備延長 84.6km(R1) ⇒ 87.2km(R7) ・ <総合> 流雪溝整備延長 89.1km(R1) ⇒ 94.5km(R7) ・ <総合> 市道改良延長 12.9km(R1) ⇒ 20.8km(R7)
<p>・ 学校の登下校中など様々な場面での対応が想定されることから、学校だけでなく地域の協力を得ながら、学校防災計画</p>	<p>【防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内学校の児童生徒に対する防災教育を推進する。

<p>等に基づいた実践的な防災教育を実施し、児童生徒自身が自分の身を守る力を身につける必要がある。</p> <p>【学校教育課】</p>	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での防災訓練の実施 市内学校で年2回以上 ⇒ 継続
<p>・大雪による集落の孤立や除雪に伴う救助事故、雪崩の発生などの危険が高いため、雪の事故への対策を講じる必要がある。</p> <p>【消防本部】</p>	<p>【関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有事の際、早期に救助のための進入や救急搬送経路を確保できるよう、関係機関との連携強化を図る。 ・積雪期に発生する災害の被害を軽減するため、雪害に関する知識の普及を行う。

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>2</p>	<p>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>2-1</p>	<p>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
<p>①脆弱性の評価 (STEP3)</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)</p>
<p>・食料や飲料水、寒暖・停電対策に必要な物資を継続的に確保できる体制の強化や設備の整備等を行う必要がある。</p> <p>【防災安全課】</p>	<p>【備蓄品等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料や飲料水、寒暖・停電対策に必要な物資の備蓄の増強や、設備の整備等を行うとともに、各家庭における食料等の備蓄を促進する。 ・締結済の災害時応援協定の実効性を更に向上させるとともに、物資供給事業者等との災害時応援協定の締結を一層進める。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時応援協定締結件数 (R2.11月現在：自治体20件、民間企業等37件) ⇒ 物資供給業者等との協定締結の推進 (R7：民間企業等40件) 	
<p>・生命に関わる物資の供給のため、高速道路をはじめとする重要物流道路等(代替・補完路含む)への接続を強化し、広域的な道路ネットワークを構築する必要がある。</p>	<p>【道路ネットワークの整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路等重要物流道路(代替・補完路含む)へ接続する地域高規格道路などの広域的な道路ネットワークの整備を推進する。 	

<p>【建設課】</p>	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越魚沼地域振興快速道路の整備促進に向けた取り組み強化 ・上越魚沼地域振興快速道路へのアクセス道となる市道高山水沢線の整備推進
<p>・避難施設において、被災時に自立した電源等を確保するための設備整備が必要である。</p> <p>【エネルギー政策課】</p>	<p>【電力確保対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所となっている公共施設への再生可能エネルギー利用の発電や蓄電等非常用電源設備の積極的な導入を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設への再生可能エネルギー利用設備導入数(累計) 4件 ⇒ 9件(R7)

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>2</p>	<p>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>2-2</p>	<p>多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
<p>①脆弱性の評価 (STEP3)</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)</p>
<p>・孤立集落への輸送手段としてのヘリコプター利用や、ヘリポート適地を有効活用するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する必要がある。</p> <p>【消防本部】</p>		<p>【ヘリコプターの利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落が発生する場合に備え、輸送手段となるヘリコプターを有効活用するため、ヘリポート適地の継続的な選定を行う。また、緊急輸送時の自衛隊や警察など関係機関との連携体制を強化する。
<p>・良好な避難生活を送れるよう、可能な限り生活ニーズに沿った設備環境を整備する必要がある。</p> <p>・円滑に避難生活を運営するため、地域住民が主体的に参画する体制を構築する必要がある。</p> <p>【防災安全課】</p>		<p>【地域防災活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等において日常の生活レベルとの格差を極力抑えるため、電源設備や非常用トイレ、間仕切り等、生活環境に配慮した整備の推進を図る。 ・自主防災組織の活動を支援し、自助・共助による地域防災体制の構築・強化を促進する。 ・平時から地域住民、施設管理者、避難所担当職員が一体となり、避難所運営の

	<p>訓練などを実施し、地域主体の避難所運営体制の構築を図る。</p> <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <総合> 自主防災組織等が主体となり実施している防災訓練実施率 15.4%(R1) ⇒ 40.0%(R7) ・ <総合> 地域防災訓練への市民参加率 5.98%(R1) ⇒ 12.0%(R7)
<p>・ 地震などの災害に伴う道路の寸断による孤立が懸念される地域については、う回路など複数の道路ネットワークを構築する必要がある。</p> <p>【建設課、農林課】</p>	<p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国県市道の計画的な改良整備や道路施設の長寿命化を推進する。 ・ う回路となり得る農道・林道の適切な維持管理を行うとともに必要箇所の改修を検討する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国県道の改良整備促進の取組強化 ・ 農道、林道等の改修検討

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>2</p>	<p>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>2-3</p>	<p>消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p>①脆弱性の評価 (STEP3)</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)</p>
<p>・ 消防が被災した場合や大規模災害時には、消防力の絶対的な不足が生じることから各地で救出救助活動の遅延が発生し、犠牲者が増加するため、応援体制の構築や地域防災力の強化を推進する必要がある。</p> <p>【消防本部】</p>	<p>【応援受入体制構築、地域防災力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁舎やヘリポート等を中心とした拠点機能の維持、早期復旧に努め、緊急消防援助隊も含めた災害応援の受入を円滑に行える体制を構築する。 ・ 地域防災力の中核的な役割を担う消防団員の定数確保や車両・資機材の充実等により、消防団の活動能力の向上を図る。 	

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>2</p>	<p>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>2-4</p>	<p>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p>①脆弱性の評価 (STEP3)</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)</p>
<p>・震災による傷病者が医療機関へ集中する恐れがあるため、応急医療体制を整備する必要がある。</p> <p>・十日町地域災害医療コーディネーターチームの一員として、災害時における情報収集や医療ニーズ調整、DMAT等の外部支援チームと協力する必要がある。</p> <p>・市の救護所運営のため、医師会、薬剤師会等の医療関係団体との連携、協力体制を構築するとともに、医薬品や医療資機材等を確保する必要がある。</p> <p>【健康づくり推進課、消防本部】</p>		<p>【被災時の医療体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から県、市等の行政機関、医療機関、十日町市中魚沼郡医師会等の関係機関は連携強化を図り、災害時の速やかな応急医療体制の整備を推進する。 ・災害医療コーディネーターチーム等と連携し、災害派遣医療チーム (DMAT) 等の外部支援チームの援助を受ける体制の構築を行う。 ・防災や医療に関連する民間企業や民間団体等とも災害協定を締結し、救護所の運営等の体制強化を図る。 <p>・消防庁舎脇ヘリポートを拠点に、消防防災ヘリコプターやドクターヘリ、自衛隊ヘリコプターなどを有効に活用し、他圏域への医療搬送をスムーズに行える体制を構築する。</p> <p>・平時から医薬品、医療資機材等を備蓄するほか、県と連携して救護所等での医療活動に必要な医薬品等の供給を円滑に受け取ることが出来る体制を整備する。</p> <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時救護所等開設・救護訓練 年1回実施

<p>・地震などの災害に伴う道路の寸断による孤立が懸念される地域については、う回路など複数の道路ネットワークを構築する必要がある。</p> <p>【建設課、農林課】</p>	<p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県市道の計画的な改良整備や道路施設の長寿命化を推進する。 ・う回路となり得る農道・林道の適切な維持管理を行うとともに必要箇所の改修を検討する。
	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県道の改良整備促進の取組強化 ・農道、林道等の改修検討

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>2</p>	<p>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>2-5</p>	<p>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>①脆弱性の評価 (STEP3)</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)</p>
<p>・市の業務遂行に支障が生じないように感染症の感染拡大予防を行うとともに、感染拡大時においても業務が遂行できる体制を構築する必要がある。</p> <p>【総務課】</p>		<p>【業務継続体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のために、予防接種や手洗いうがい等の感染予防行動の徹底を図る。また、感染が拡大した場合でも業務を継続できる体制づくりを行う。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十日町市新型インフルエンザ発生時の業務継続計画 (R 2 更新)
<p>・災害時における感染症予防の充実と拡大防止に努める必要がある。</p> <p>【健康づくり推進課】</p>		<p>【関係機関との連携強化、衛生用品の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からインフルエンザ・感染性胃腸炎等の感染症防止対策 (手洗い・うがい等) の啓発及び予防接種の推進を図る。 ・避難所における消毒薬や衛生用品等の整備に努める。
<p>・火葬業務を円滑に実施するための埋火葬体制を整備する必要がある。</p> <p>・災害に備えた火葬施設の適切な維持管理と、大規模な火葬対応が必要な体制の</p>		<p>【埋火葬体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に備え県との協力や、円滑な火葬業務のための体制を整備する。 ・火葬施設は、適切な維持管理と長寿命

強化が必要となる。 【環境衛生課】	化対策を推進する。 ・火葬業務の継続のため、電気、燃料供給業者等からの供給体制の構築と必要な燃料等の備蓄を進める。
--------------------------	--

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
・避難所等において、要配慮者の利用を踏まえ施設バリアフリー化やトイレ水洗化等を進める必要がある。 【福祉課、教育総務課】		【避難所のバリアフリー化等の推進】 ・避難所等において、建替えや大規模改修等の機会を捉え、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化等を計画的に進め、避難者の利便性の向上を図る。 <hr/> 【事業指標等】 ・<総合>学校トイレの改修率 64.3% (R1) ⇒ 88.3% (R7)
・避難所における感染症予防・食中毒予防・避難所運営支援（衛生管理・生活環境整備）を行う必要がある。 【福祉課、健康づくり推進課】		【避難所の感染症対策の強化】 ・避難所における感染症発症状況の把握を行う（サーベイランス）とともに、手洗い環境整備（水・石鹼・手指消毒）、手洗い・咳エチケット等感染予防、トイレ保清などの啓発を強化する。

<ul style="list-style-type: none"> ・長期の避難所生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者の支援体制を構築する必要がある。 ・介護保険施設や介護サービス事業所、包括支援センター等において、利用者の安全を守るため、緊急時に適切な対応が可能となるよう情報収集・共有を図る必要がある。 ・避難所及び救護所の環境悪化及び被災者等の健康状態の悪化防止を図る必要がある。 <p>【福祉課、医療介護課、健康づくり推進課】</p>	<p>【関係機関との連携強化、要配慮者利用施設の環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の下水機能不全に備え、仮設トイレや携帯トイレ等の迅速な確保のための体制強化を図る。 ・高齢者や障がい者など要配慮者の二次的避難所を確保するために、福祉事業者と連携し、福祉避難所開設の強化を図る。 ・高齢者施設や福祉施設など要配慮者利用施設の防災・減災に資する施設環境整備を支援する。 ・平時から、緊急時を想定した情報伝達手段の検討や情報共有のための連携をさらに強化する。 ・災害時速やかに避難所巡回を開始し、被災者等の健康状態の把握や支援を実施する。 ・県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請し、連携して支援を実施する。
---	--

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
①脆弱性の評価（STEP3）		②リスクシナリオへの対応方針（STEP4）
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震災害や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水や積雪時等においても継続して業務が行われるよう、各庁舎の耐災害性の強化を図る必要がある。 ・平常時から業務継続のための資源確保と、非常時においても継続が優先される業務を実施できる体制の構築や代替施設の確保を検討する必要がある。 ・データセンターを活用した防災性の確保や、他自治体とのデータの相互保管など、今後も確実なデータバックアップ及びシステムの運用体制の確保やネットワークを維持する必要がある。 		<p>【業務継続体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎において、天井等の非構造部材の耐震化を図る。 ・訓練等による確認・評価・検証を行い、職員の意識高揚と定着を図りながら、より実効性のある業務継続の体制を構築する。 ・行政情報システムについて、データバックアップ体制を強化するとともに、訓練等を通じて、より実効性のある業務継続の体制を構築する。

<p>【総務課、財政課】</p>	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（R2 更新）⇒定期的な更新 ・<総合>公共施設総合管理計画の改訂（R3） ・本庁舎個別施設計画の策定（R3） ・支所庁舎個別施設計画の策定（R7） ・十日町市消防計画に基づく自衛消防活動の実施（毎年）
<p>・災害対策拠点となる本庁舎等において、被災時に自立した電源等を確保するための設備整備が必要である。</p> <p>【エネルギー政策課】</p>	<p>【電力確保対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎等公共施設への再生可能エネルギー利用の発電や蓄電等非常用電源設備の積極的な導入を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎等公共施設への再生可能エネルギー利用設備導入数(累計) 1件 ⇒ 2件(R7)

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>4</p>	<p>必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>4-1</p>	<p>防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p>
<p>①脆弱性の評価（STEP3）</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針（STEP4）</p>
<p>・災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する庁舎等の非常用電源を確実に使用できるよう整備する必要がある。</p> <p>・本庁舎等の非常用発電機が現状の燃料備蓄量においても継続的に使用できるよう、安定した燃料の供給体制を構築する必要がある。</p> <p>・消防無線や防災行政無線等の通信拠点である城山無線局舎が機能停止した場合に備え、通信確保対策を講じる必要がある。</p> <p>【財政課、防災安全課、消防本部】</p>		<p>【電力・燃料・通信確保対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する庁舎等における非常用電源が浸水等により被災しないよう整備する。 ・本庁舎等の非常用発電機の燃料を継続的に確保するため、燃料供給事業者等との災害協定の締結を推進する。 ・城山無線局舎へ非常用発電燃料を円滑に搬送し、給油作業が行えるよう、搬送用ヘリコプターや圧雪車の手配など関係機関との連携を図る。

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>4</p>	<p>必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>4-2</p>	<p>災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>①脆弱性の評価 (STEP3)</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)</p>
<p>・市民はもちろん、事態が発生したときに当市に滞在しているすべての人へ、的確な災害情報等の伝達を行う必要がある。</p> <p>・外国人に対する災害情報等の的確な伝達が必要である。</p> <p>【企画政策課、防災安全課、観光交流課】</p>		<p>【情報伝達体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報などを、あらゆる人へ適時的確に伝えるため、ホームページなど情報伝達手段の多様化や、それらシステムに障害が発生した場合に備えて予備装置を配備し、完全性の確保を図る。 ・外国人に災害情報等を的確に伝えるため、情報伝達手段の多重化・多言語化を図るとともに、ユニバーサルデザインなどを参考に、国内外に通用するサインの整備等を計画的に行う。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページのリニューアルにより、LINE などの SNS との情報発信連携や、アクセス集中時の負荷軽減や耐災害性を強化する。また、アクセス集中負荷軽減に関しては、インターネット接続事業者等との災害時応援協定締結により、強化を進める。(いずれも R2 実施) <p><総合> 連携活用する LINE フォロワー数 現状値なし (R1)⇒4,800 人/年 (R7)</p>
<p>・学校の登下校中など様々な場面での対応が想定されることから、学校だけでなく地域の協力を得ながら、実践的な防災教育を実施し、児童生徒自身が自分の身を守る力を身につける必要がある。</p> <p>【学校教育課】</p>		<p>【防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内学校の児童生徒に対する防災教育を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での防災訓練の実施 市内学校で年 2 回以上 ⇒ 継続

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・非常時に企業等の活動が停滞しないよう、企業等は事業継続計画を策定する必要がある。市は商工会議所や商工会等の商工団体と連携し、計画策定を推進する必要がある。</p> <p>・地震などの災害に伴う幹線道路等の寸断により輸送が阻まれ、経済・復旧活動が停滞することのないよう道路ネットワークを強化していく必要がある。</p> <p>【産業政策課】【建設課】</p>		<p>【企業等の事業継続体制の推進】</p> <p>・企業等は、商工団体等との連携のもとに事業継続計画を策定するなど、非常時にも事業継続できるよう努める。</p> <p>・市は、商工団体等と連携を図りながら、企業等の業務継続計画策定が進むよう、啓発や情報発信を行う。</p> <p>・道路ネットワークの骨格となる国県道の未改良区間と危険箇所を整備促進、及び計画的な市道整備を推進する。</p> <p>【事業指標等】</p> <p>・産業支援機関における企業への支援計画の業務継続計画策定団体数 未策定 (R1) ⇒ 3 団体策定 (R6)</p>

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	5-2	食料等の安定供給の停滞
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・避難生活の初期段階で救援物資が届くまでのために、各家庭において最低3日分は食料等の備蓄を継続的に確保する必要がある。</p> <p>・食料等の備蓄確保が目標数量に達するよう計画的に備蓄を進めるとともに、ニーズ等に応じて品目を見直す必要がある。</p> <p>【防災安全課】</p>		<p>【食料等の備蓄・供給体制の強化】</p> <p>・家庭内備蓄の必要性を周知し、最低3日分の備蓄を継続的に確保するよう啓発活動を強化する。</p> <p>・非常食料・飲料水等の備蓄目標数量の確保を計画的に進めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など要配慮者の多様なニーズに対応できるよう品目の検討・見直しを行う。</p>

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる供給停止
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・長期間のエネルギーインフラ設備の利用停止に備えて自立した電源確保等の体制を構築する必要がある。</p> <p>【エネルギー政策課】</p>		<p>【電力確保対策の推進】</p> <p>・一般家庭及び事業所における、太陽光発電設備、地中熱利用設備、バイオマスストーブ等の再生可能エネルギー利用設備の普及促進を図る。</p> <hr/> <p>【事業指標等】</p> <p>・再生可能エネルギー活用促進補助事業 太陽光発電 累計 105 件(R1) ⇒ 165 件(R7) 地中熱利用 累計 4 件(R1) ⇒ 16 件(R7) バイオマスストーブ 累計 262 件(R1) ⇒ 382 件(R7)</p>

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・大規模災害に備え、病院・避難所などの重要施設へつながる主要管路の耐震化並びに老朽管の更新を推進する必要がある。</p> <p>・災害時において業務を継続できるよう、緊急時の体制を強化する必要がある。</p> <p>【上下水道課】</p>		<p>【水道施設の耐震化・危機管理体制の整備】</p> <p>・大規模災害時においても安定して水道水を供給するため、主要管路の耐震化を推進する。</p> <p>・災害や事故に対応する各種マニュアルを適宜見直すとともに、日本水道協会等と連携し、大規模災害時において応急給水や水道施設の早期復旧が可能な体制を整備する。</p>

	【事業指標等】 ・主要給水施設管路の耐震化率 15% (R2) ⇒ 22% (R7)
--	---

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
・し尿前処理施設の適正な維持管理と長寿命化対策等を推進する必要がある。 【環境衛生課】		【汚水処理施設の長寿命化対策の推進】 ・業務の継続のため、施設の適正な維持管理と長寿命化対策を推進する。
・大規模災害時においても汚水処理機能を維持するため、下水道施設の耐震化を行う必要がある。 ・老朽化が進行している下水道施設については、計画的に改築・更新を行う必要がある。 ・下水処理場・ポンプ場施設の異常発生時における通報について、集中管理体制を構築する必要がある。 ・災害時における下水道施設の緊急対応を強化する必要がある。 ・「十日町市下水道事業業務継続計画」をすでに策定しているが、今後は、必要に応じて適宜見直し、着実に緊急体制を整備する必要がある。 【上下水道課】		【下水道施設等の耐震化・長寿命化対策の推進、緊急体制の強化】 ・下水処理場の耐震化を推進する。 ・「十日町市下水道ストックマネジメント計画」に基づく、下水道施設の改築・更新等を実施し、施設の長寿命化を推進する。 ・下水処理場・ポンプ場施設の非常通報装置の整備・更新を実施する。 ・関係団体等との災害応援協定の締結等により、緊急時の体制を強化する。 ・「十日町市下水道事業業務継続計画」を必要に応じて、適宜見直す。
		【事業指標等】 ・十日町市下水処理センターの耐震化率 37% (R2) ⇒ 42% (R7) ・非常通報装置整備・更新率 ※LTE 回線への移行率 7% (R2) ⇒ 39% (R7) ・下水道事業業務継続計画の更新 ※H28 策定済み

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・地震などの災害に伴う幹線道路等の寸断により輸送が阻まれ、経済・復旧活動が停滞することのないよう道路ネットワークを強化していく必要がある。</p> <p>・避難所等まで移動する歩行者の安全性を確保する必要がある。</p> <p>・道路インフラ施設の老朽化に伴う被害拡大を未然に防止する必要がある。</p> <p>【建設課】</p>		<p>【道路整備の促進、道路施設の適切な維持管理・長寿命化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路ネットワークの骨格となる国県道の未改良区間と危険箇所の整備促進、及び計画的な市道整備を推進する。 ・避難所等までの移動の安全性を確保するため、歩道整備を推進する。 ・橋りょうやトンネルなどの道路インフラ施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <総合> 市道改良延長 12.9km (R1) ⇒ 20.8km (R7) ・ <総合> 歩道整備延長 45.8km (R1) ⇒ 47.8km (R7) ・ <総合> 橋りょう長寿命化修繕数 12 橋 (R1) ⇒ 34 橋 (R7)

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・学校の登下校中など様々な場面での対応が想定されることから、学校だけでなく地域の協力を得ながら、実践的な防災教育を実施し、児童生徒自身が自分の身を守る力を身につける必要がある。</p> <p>【学校教育課】</p>		<p>【防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内学校の児童生徒に対する防災教育を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での防災訓練の実施 市内学校で年2回以上 ⇒ 継続

<p>・火災等が同時多発的に発生することに伴い、常備消防力のみでの対応が困難となり、市街地では大火に発展するリスクがあるため、非常備である消防団の強化を図る必要がある。</p> <p>・震災時などに地域防災の中核を担う消防団員が年々減少しているため、消防団員の確保に努める必要がある。</p> <p>【消防本部】</p>	<p>【消防活動体制の確保・装備等の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の機能強化を図るため、消防ポンプ自動車などの整備を進めるとともに、防災資機材等火災救助対応を含む装備品の充実強化を行う。 ・耐震性貯水槽等を計画的に整備し、防災体制の充実を図る。 ・流雪溝用水及び消雪用井戸水を消防用水利として活用できるよう、訓練の実施や水利確保に向けた取組を図る。 ・各種イベントや広報紙、FMラジオなどでの広報活動を通じ、地震による火災危険に対する意識高揚を図る。 ・地域防災力の中核的な役割を担う消防団員の加入促進を図り、定数確保に努める。
--	--

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>7</p>	<p>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>7-2</p>	<p>ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生</p>
<p>①脆弱性の評価 (STEP3)</p>		<p>②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)</p>
<p>・市内に多数存在する農業用ため池が、大雨や大規模地震により越水や決壊した場合の被害軽減を図るため、危険性を周知し安全対策を講じる必要がある。</p> <p>【農林課】</p>	<p>【ハザードマップの周知・活用、関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池は、ため池ハザードマップを作成・活用して地域住民に周知を図り、危機管理意識の醸成と被害の軽減を図る。 ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池は、県と連携しながら補修補強等を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池 (48 か所) のため池ハザードマップ作成数 21 か所 (R1) ⇒ 48 か所 (R4) 	

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	7-3	農地・森林等の荒廃による防災機能の低下
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・耕作放棄地や適切に管理されていない森林等の増加による野生鳥獣被害の拡大や防災機能の低下を防ぐため、鳥獣被害防止対策や森林整備を推進する必要がある。</p> <p>【農林課】</p>		<p>【鳥獣被害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会や関係機関との連携を強化し、農作物等の鳥獣被害対策を推進する。 ・意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、耕作放棄地の拡大を防ぐ。 ・農地や森林が持つ多面的機能の発揮を進めるため、適切な維持管理を推進する。 <p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十日町市鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣被害対策 ・十日町市森林整備計画に基づく森林整備

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・災害時の廃棄物を安定的に処理するため、施設の適正な維持管理と長寿命化を推進する必要がある。</p> <p>・大量に発生する災害廃棄物を保管するための仮置き場の選定と、適正かつ迅速に処理する体制を整備する必要がある。</p> <p>【環境衛生課】</p>		<p>【災害廃棄物の処理体制の整備、関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計の他、仮置場の選定、処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画の策定など、処理体制の整備を図る。 ・災害廃棄物の広域的な処理体制の構築を図る。 ・業務の継続のため、施設の適切な維持管理と長寿命化対策を推進する。 ・近隣市町のほか関係団体と災害時の応援協定を締結し、災害時の対応を強化する。

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・地域住民自らが自助・共助による防災体制を構築するために、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。</p> <p>【防災安全課】</p>		<p>【自主防災組織の活動促進】</p> <p>・住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するため、自主防災組織の活動を継続的に支援する。また、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう女性や若年層の自主防災組織への加入を促進する。</p> <hr/> <p>【事業指標等】</p> <p>・<総合> 自主防災組織等が主体となり実施している防災訓練実施率 15.4%(R1) ⇒ 40.0%(R7)</p> <p>・<総合> 地域防災訓練への市民参加率 5.98%(R1) ⇒ 12.0%(R7)</p>

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・豪雪、洪水、土砂災害等の自然災害に対する未然の防止策や被災後の早急な対応について検討していく必要がある。</p> <p>・合併後に拡大した市域には多くの文化財等が所在するが、文化財指定されていないものも多く、それらの確実な保存や継承に向けた取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>・有形無形の文化財を映像等に記録するアーカイブなど、文化資源の保存・活用について検討する必要がある。</p>		<p>【文化財の適切な維持管理・保存の促進】</p> <p>・屋外管理の文化財を対象に積雪期の雪囲いや除雪等に必要な経費の一部を助成するなど、文化財の維持管理及び修理等に要する経費への助成事業を今後も継続して実施する。</p> <p>・建造物については、経年劣化に伴い一定周期での保存修理が必要となるため、各建造物の状況を把握し、計画的な実施について検討する。</p> <p>・未指定文化財の把握のための調査を実施するとともに、確実な保存や継承につい</p>

【文化財課】	<p>て検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有形無形の文化財を映像等に記録するアーカイブなど、文化資源の保存・活用を進める。 現在、文化財防火デーにあわせて行っている防災訓練を年に複数回実施するなど、文化財の所有者や市民の防災意識向上に努める。
	<p>【事業指標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財での防災訓練 1回 (R1) ⇒ 1回以上 (R6)

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8-4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
①脆弱性の評価 (STEP3)		②リスクシナリオへの対応方針 (STEP4)
<p>・災害のため住家が滅失した被災者に仮設住宅や借上げ住宅を迅速に整備し、一時的な居住の安定を図る必要がある。</p> <p>【防災安全課・財政課・教育総務課】</p>		<p>【仮設住宅・応急借上げ住宅の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市有地や小中学校のグラウンドを仮設住宅の建設候補地として定める。 民間賃貸住宅等を応急借上げ住宅として利用できるよう協力体制を整える。

STEP3 STEP4 担当課等一覧

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		担当課等
1-1	建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生	財政課、防災安全課、子育て支援課、福祉課、医療介護課、観光交流課、教育総務課、環境衛生課、生涯学習課、スポーツ振興課、都市計画課、学校教育課、消防本部
1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	防災安全課、建設課、都市計画課、消防本部
1-3	大規模な土砂災害による死傷者の発生	防災安全課、子育て支援課、福祉課、医療介護課、農林課、建設課、都市計画課、学校教育課、消防本部
1-4	暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	防災安全課、都市計画課、建設課、学校教育課、消防本部
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	防災安全課、建設課、エネルギー政策課
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	防災安全課、建設課、農林課、消防本部
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防本部
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺	健康づくり推進課、消防本部、建設課、農林課
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	総務課、健康づくり推進課、環境衛生課
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	福祉課、教育総務課、健康づくり推進課、医療介護課
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	総務課、財政課、エネルギー政策課
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	財政課、防災安全課、消防本部

4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	企画政策課、防災安全課、観光交流課、学校教育課
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	産業政策課、建設課
5-2	食料等の安定供給の停滞	防災安全課
6-1	電気、ガス等の長期間にわたる供給停止	エネルギー政策課
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	上下水道課
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	環境衛生課、上下水道課
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	建設課
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	学校教育課、消防本部
7-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	農林課
7-3	農地・森林等の荒廃による防災機能の低下	農林課
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	環境衛生課
8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	防災安全課
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	文化財課
8-4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	防災安全課、財政課、学校教育課

第4章

計画の推進と見直し

1 計画の推進

本計画に掲げる施策の対応方針に基づき、第1章に記載した各分野別計画を実施することにより、施策の推進を図る。

2 PDCAサイクルによる計画の推進

各施策の進捗状況や目標達成状況の確認など、PDCA（Plan⇒Do⇒Check⇒Action）サイクルを構築し、本計画を推進する。

3 計画の推進期間と見直し

本計画の推進期間は、「十日町市総合計画」と整合・調和を図るとともに、社会・経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年とする。

本計画は、本市に関わる社会・経済情勢の急激な変化等が生じた場合は、適宜見直しを検討する。

なお、本計画は、第1章に記載した各分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけられるものであることから、国土強靱化に係る他の計画の見直しや修正の際には、本計画との整合を図る。

十日町市国土強靱化地域計画

令和2年12月 策定

編集発行 十日町市総務部防災安全課
十日町市千歳町3丁目3番地
電 話：025-757-3111（代表）
025-757-3197（直通）
F A X：025-752-2122